東淀川区　12月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
令和7年12月11日	令和7年12月25日	市民局の不存在による非公開決定（令和7年12月10日付大市民第582号）の決定理由は次の通りとなっています。 アンケートの結果は、各事業の見直しや改善に繋げるために使用するが、従前から区民アンケートは、すべての区で統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行った結果であり、施策を進めるうえでの参考資料として役立てているとの共通認識が、実施決議を行っている区長会議（所管は人事・財政部会）において、図られており、同会議において議論になることもなかったことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 （中略） この「共通認識」の具体的内容や形成過程を示す文書を公開してください。特に上記の不存在理由に記載されている「施策を進めるうえでの参考資料として役立てている」に関して、「役立てている」の具体的内容や、役立てることができていると判断する根拠が分かる文書を公開してください。 （以下省略） （東淀川区役所所管分）	不存在	号	東淀川区	総務課（総合企画）